



# 福祉団体 練馬家族会

Fellowship of Nerima for the family of mentally handicapped persons

## 疑問に思うこと

さて、「QOL」と聞くと、読者の中には、この面倒な横文字を読み飛ばしたい方もいらっしゃるでしょう。ですが、ちょっと待ってください。諺にも「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」と言われていますが、この「QOL」を知ることで、当事者もそして家族も、困難な状態から脱出できるのです。

例えば、医療を拒否し、暴力をふるう当事者を抱える家族がいます。その状況を嘆くばかりで、対策を講じることもなく、家に閉じ込めていては、その家族の「QOL」は最低のものになります。諦める前に、「な

にか対策はないか？」と疑問に思うことで、先ず、「QOL」への扉は開かれるのです。

## 知りたいと思うこと

「知は力なり」は、哲学者ベーコンの言葉ですが、知識を身につけそれを活用していくことができるのは、人間に与えられた特権です。疑問に思うだけでは、せつかくの「QOL」の扉も締まってしまいます。好奇心を持って、図書館に向いたり、コンピュータの前に座ってください。

## 学習すること

例えば、「統合失調症」と書かれた書籍を図書館で見かけたら、書棚

から本を引き出しましょう。または、インターネットで検索してみましよう。あなたのコンピュータの画面に、膨大な量の検索結果が表示されるはずですよ。

本やインターネットから得た知識から、「統合失調症」という心の病は、実はとても一般的な病気だということが分かります。

やがて、病気で苦しむ当事者を受容し、心の病を肯定することができるようになります。

また、治療のために医療に結びつける方法も、今まで足を向けることのなかった保健相談所で相談できることも、自ずと知ることになります。

# 家族が勉強することが大事です

精神障害者とその家族が、QOL（キュー・オー・エル）を獲得するためには、この病気や社会の仕組みについて、まず家族が学習しましょう。家族が無知であるために、当事者が受けるべき医療や福祉の恩恵を、有効に利用できていない場合が少なくないからです。今からでも遅くはありません。家族会の活動の中で、いろいろなことを学習し、明るい未来を掴みましょう！



## 実践すること

知識を得ただけでは、当事者も家族も「QOL」を完全に獲得したとは言えません。

例えば、保健相談所で精神担当の保健師と医療に結びつける方法を話し合った中で「ご自宅を訪問して、子供さんと話してみましよう」という提案がなされたとしましよう。医療へ結びつく絆ができたにも関わらず、「子供が拒否するから」と断わることは、「QOL」への道が閉ざさ

れることとなります。

また、保健相談所で家族会への入会を進められるかもしれません。渡りに船と考え、ぜひ、家族会に参画してください。同じ病を持つ家族に出会うことで「QOL」はより素晴らしいものになります。

## 最後に…QOLとは

「Quality Of Life」（クオリティー・オブ・ライフ）、日本語に訳すと「生活の質」という意味になります。障害や病気があっても普通の生活がで

きることを意味します。

「健全なる魂は健全なる身体に宿る」と言われていますが、病気や障害を糧として、素晴らしい人生を築いた人もたくさんいます。自分の価値を見失わず、尊厳のある生き方を目指すこと、それが「QOL」のあるべき姿です。

練馬家族会では、当事者やその家族のQOL向上のため、会員一丸となって、社会や地域に対して言葉を発し続けていかななくてはなりません。

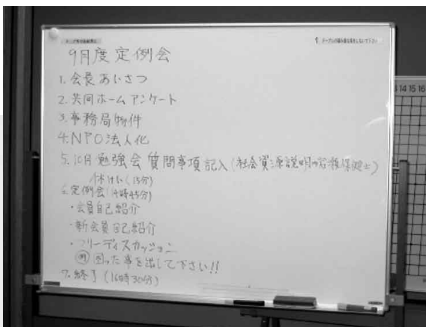
# 練馬家族会 9月定例会 報告

2004年9月24日(金) 13:30~16:30 サンライフ練馬 和室第一

練馬家族会久々の定例会の出席者は、区保健相談所の岩瀬、中山保健師を含む26名が参加し、渡邊副会長の司会進行で、橋本会長の挨拶から、始まりました。

最初は、以下の現状報告からです。

- 事務所物件の報告（詳しくは次ページコラムに記載）
- NPO 法人化について、11月申請に向けて準備委員会が行われている旨の報告



久しぶりの定例会ということで、最初は、既会員の自己紹介からです。

- A** 息子30代。一昨年退職し今年から家族会に参加しています。(父)主人が協力してくれるようになりました。(母)
- B** 息子30代。病歴19年になります。
- C** 息子20代。昨年2月発病、デイケアに週一回通っています。
- D** 娘30代。1年入院していました。一人住まいができるようにしたいのが、目標です。
- E** 息子20代。外に出られない状態で1年になります。
- F** 息子40代。病歴24年になります。6年前からアパートで一人暮らしですが、孤立しています。
- G** 息子30代。作業所とデイケアに通っています。
- H** 娘20代。社会的訓練事業所に週一回通っています。ここまでこぎつけました。

- I** 息子30代。関保健所に相談して、今年の4月から入会しました。皆さんの話を聞いて参考になります。
- J** 子供20代。病歴8年になります。作業所を探しています。
- K** 息子。昨年再発しました。主人が亡くなって、皆さんに助けられ、孤立せずに生活しています。
- L** 息子30代。病歴20年になります。生活はなんとかやっています。
- M** 息子40代。病歴20年。作業所に行くのが日課になっています。
- N** 息子30代。2度入退院。今は自分から薬を飲んで安定しています。今までは、妻に任せきりにしてきましたが、今度は自分がやろうとがんばっています。

**O** 娘30代。再発2回、入院3回。その後、入院しないで10年経ち、自立に向けてがんばっています。家族も当事者も協力してくれているので、会に参加できます。

**P** 弟40代。5回入退院。現在、援護寮で自立訓練をしています。

**Q** 次男。病歴9年。作業所で知り合った女性と、障害年金と新聞配達そして親の援助で生活しています。彼女の調子が悪く、たまにショートステイを利用しています。長男は区内のグループホームで生活して1年になりますが、7年間ひきこもっていました。息子たちも自分の生活をやっていこうとしています。先が見えません。9月23日に全家連講演会で、佐藤先生の話聞き、勇気付けられました。

**R** 息子20代。発病して5年ぐらい

です。最近、病気が悪くなる兆候がわかってきたようです。

**S** 4人兄弟の長男。20歳過ぎに発病。夏になると体重が減って再発になるのではと思ってしまいます。陶芸にめぐり会え、親子共々うれしいです。

次に新会員の自己紹介です。

**T** 息子40代。15年位前に発病し、病院に半年くらい入院しました。その後会社に32歳位まで勤めましたが、妄想・幻覚が出て、それからは家に閉じこもっています。医療機関・保健相談所などに、息子を入院させる手段を相談しましたが、よい結果が出ません。家にいると暴力をふるわれるので、ホテルに泊まったり、娘のところに行ったりしています。10日位前に、妻にも暴力をふるうようになったので、彼女も家を出ています。何とか医療につなげ、病院へ入院させたいのですが、移送会社に頼むと100万円位掛かると言われました。警察にも来てもらいましたが、入院させることはできず、娘達に今の状態では困ると言われ、なんとかしたいと焦っています。

この**T**さんの発言に対して、医療保護入院させるに当たっては、何度か保健師が訪問し、様々な対応をしても入院することが困難であるという判断がないと、本人の同意なしでは入院させられない、という保健師さんの指摘がありました。

**U** 息子。病歴13年。5ヶ月入院後、作業所に週一回行っていました。その後アルバイトをしましたが、眠剤をたくさん飲んでしまい、1ヶ月入院しました。現在は家にいます。自分の食事だけが、作っています。今は勉強しな



ければと思っていますが、グループホームには関心がありません。お先真っ暗です。

■息子 40 代。高校生位から発症しました。何も言わないおとなしい子で、高校を卒業し就職しましたが、酒を朝から飲むようになり、21 年間勤めた会社も退職しました。救急病院に 4 回入院しました。寂しいのだと思います。今は病院に通院し、薬を貰っています。

■娘 20 代。離婚し、娘と肩を寄せ合って生活してきましたが、この 5 月に発病しました。保健相談所に相談して病院に入院しましたが、長引くようで、後一年くらいは入院するようです。毎日泣いていましたが、自分のためにも家族会に来ました。皆さんの話に勇気をもらいありがたいです。がんばっていきましょうと思います。

■今日は見学にきました。今、子供とは一緒には住んでいません。

この後、■さんの熱のこもった問題提起に対して、移送について、保健師さんより、次のような説明を

いただきました。

「2, 3 年前から都でも条例ができましたが、移送には条件がたくさんあり、決まるまで何ヶ月も掛かります。過去、都では年に 2, 3 件しか適用がありません。実際には、この方法は使えないと考えてください。移送するためには、以前から保健師が家庭訪問している実績と、見極めが必要です。あるいは、事例として、訪問看護をしてくれる医師もいますし、何度も粘り強く訪問してくれる保健師もいるので、あきらめずに来て貰うことが大切です。」

また、他の会員さんからは、医療



機関のあり方に対して、別の問題提起がありました。

「なんとか緊急の時に入院させられるところが欲しい。行政は患者のことをどの位考えてくれているのかという疑問があります。」

退院後、地域にスムーズに戻れるようにするため、保健師が患者に面会を求めたら断われました。また、保健師より退院したら連絡を欲しいとの依頼をしましたが、無視されました。病院のケースワーカーは 3 分の 2 は良い人だが、3 分の 1 はそうでもないと思います。」

病院選びについても、大病院が必ずしも良いとは限らない等々、予定の時間が過ぎても話が尽きませんでした。また次回に言うことで 10 月の定例会は終了しました。

(広報 木下・塩野・高田)

## 福祉用語の基礎知識

耳慣れない専門用語の意味を理解することも、福祉活動の第一歩とも言えます。

### ● 任意入院

精神保健福祉法第 22 条 3 及び 4 に定められた入院の形態で、法律はこれを原則的な入院の形態としている。精神病院の管理者は精神障害者を入院させる際には、本人の同意に基づいて入院が行われるよう努めなければならない、と規定されている。

### ● 医療保護入院

精神保健福祉法第 33 条に定めら

れた入院の形態で、精神保健指定医が診察した結果、精神障害があつて、医療および保護のための入院が必要だと判断された場合、保護者の同意があれば、本人の同意がなくても入院させることができる制度。

### ● 応急入院

応急入院指定病院において、精神保健指定医が診察した結果、緊急入院が必要と認められるが、本人や家族の同意が得られない場合、72 時間以内に限った入院の方法。

### ● 措置入院

精神保健指定医 2 人以上の診察の結果、その人が精神障害があり、自傷他害の恐れがあるとみなされる場合、都道府県知事の権限により、本人や保護者の同意が得られ

なくても強制的に入院させる制度。

### ● 仮入院

精神保健指定医の診察の結果、精神障害の疑いがあり、その診断に日時を要することが予想される場合、本人の同意が無くても、家族の同意がある場合、精神疾患であるか否か診断を行うことが目的の入院 (1 週間を越えない期間)。ですから、診断の結果、精神障害を有するとなった場合は、他の入院形態に切り替わる。

### ● 精神保健指定医

医師国家試験合格後、2 年の研修期間と精神科での 3 年間の実務を経て、規定の研修を受けた者に、精神保健福祉法で定めた法的行為についてその行為資格を与えた医師のこと。

# 全家連主催 公開講座 「心の病は治せるか!?!」 聴講報告

2004年9月23日 (木) 13:00～16:30 於：千代田公会堂

表題の講座を、練馬家族会の会員4名が聴講した。この催しは、「全家連の再生を支える会」が後援して盛大に開催され、約800名の参加者で会場は満員であった。



## ■ 13:05 開講

司会進行により先ず、全家連専務理事／江上義盛氏、日本精神科病院協会常務理事／松原三郎氏、全国精神障害者団体連合会副理事長／小金沢正治氏、全家連の再生を支える会代表世話人／京極高宣氏の順で開会スピーチがあり、全家連の再生に関わる話があった。



## ■ 13:20～14:20 本日の基調講演

「心の病は治せるか!?!～病気と治療の正しい理解～」について、東北大学名誉教授、東北福祉大学大学院教授佐藤光源氏の講演が、スライドと解説で行なわれた。

プレゼンテーションは、次の内容

## NPO法人化へ向けて

会報誌上で何度も記事に登場していますが、来春の法人化へ向けて、練馬家族会はラストスパートしています。取り急ぎ必要なものは、正式な事務局と計画的な資金運用の見通しです。これらの案件

で、講座資料に沿い、行われた。

- ①心の病気とは
- ②心精神障害の現状
- ③精神医学と脳科学研究はどこまで進んだのか
- ④統合失調症とは何か
- ⑤統合失調症は治るか
- ⑥適切な知識の普及と偏見の是正
- ⑦新病名“統合失調症”の普及と波及効果

以上が次のように総括された。

- 精神障害(者)の現状を把握した精神改良・保健・福祉の充実が必要
- 精神疾患の病態解明と診断・治療法について、適切な知識を普及するのが急務
- 精神障害の治療には生活モデルを優先する
- 早期に適切に治療すれば、統合失調症もうつ病も回復できる
- 統合失調症への病名変更と疾患概念の刷新は、広い領域で効果をあげている

この後、休憩。

■ 14:35～16:30 パネルディスカッション  
テーマは、「心の病を乗り越えるには!?!」で、パネラーには、松原三郎氏、江上義盛氏、矢島鉄也氏(厚生労働省精神保健福祉課長)、高橋一氏(日本精神保健福祉士協会会長)、広田和子(精神医療サバイバー、保健福祉コンシューマー)、新田勇(元東芝専務、元大阪府警本部長、元スリランカ大使)の各氏、コーディネイトは、寺谷隆子氏(日本社会事業大学教授)、助言者として京極高宣氏、佐藤光源氏が出席された。

に対して、役員一丸となって取り組んでいます。まずは、事務局物件の確保というわけで、タイミング良く、区の空き店舗入居促進補助金制度を知り、会として応募してみたところ、区商工観光課のご理解を得て、第一次審査をパスしました。これは、家賃の2/3の補

パネラーはそれぞれの立場で話しをされ、大変興味深く拝聴した。

(副会長 佐藤)



当日の人の多さにも驚いたが、それ以上の感動をもらって帰宅した。その感激を簡単だが紹介したい。

先ず、佐藤先生の講義は、短い時間にも関わらず、心の病を多角的な視点で解説され、特に、精神医学と脳科学研究は、今後の治療の確立のためにも、解明を強く望む。また、社会の偏見や差別を「第2の病気」と定義され、精神障害者がその病を完治させることがいかに困難であるかを再認識させられた。

後半のパネルディスカッションでは、家族・医療関係者・当事者・行政そして一般市民、各々の立場からの意見が出され、認識の違いからくる問題点が明らかにされた。特に一般市民代表の発言として、障害のある人が逆差別的な行為を公然と行い、家族はそれを当たり前と思っている風潮を、事例を出されて話された。障害福祉に関わる人たちは、第2の病気克服のためにも、先ず、己の心の点検をしなくてはならないようだ。

(広報 高田)

助を3年間に渡って区から戴けるという、非常にありがたい内容となっています。第二次審査を経て交付が決まりますので、本稿執筆時点では成否は未定ですが、補助が無い店舗保証金などの捻出も、役員で立て替えることなどを検討し、状況は一步前進しました。

# 成年後見 制度事例

9月号会報誌上で、成年後見人制度について紹介しましたが、詳しい事例が無く、利用しにくく、また理解し難い制度に思われた読者も多かったようです。実はとても身近な制度だという事例を紹介します。

## 後見人

Cさんは20年前から統合失調症を発症し10年前から入院中であるが、徐々に知的能力が低下し、現在は障害者認定1級を受け、障害者年金から医療費を支出している。母は

半年前に死亡。親族は母方叔母がいるのみである。Cさんは亡母が残した自宅やアパートを相続し、管理を行う必要があるため、母方叔母は後見開始の審判の申し立てを行った。

本人についての後見が開始され、叔母は遠方に住んでいるため成年後見人になることは困難な故、司法書士を成年後見人に選任した。

## 保佐人

社会的入院患者であるBさんは、精神障害者退院促進支援事業の候補として乙病院から推薦された。しかし、長期入院患者であるBさんに預貯金の管理など望めそうにない。

司法書士の保佐人が選任され、B

さんも念願のアパート暮らしができるようになった。

## 補助人

精神障害者2級に認定されているA君は現在一人暮らし。悩みは訪問販売員が自宅へ来ると、断ることができず、高額のものを買ってしまうため、A君の姉は心配している。

近所に住む姉が補助人として選任された。その際に、10万円以上の商品を購入することについて、補助人の同意を得なければならないという決定をもらう。これによって10万円以上の高額の商品を購入してしまった場合、取り消すことができるようになった。(広報 高田)

## 平成16年度障害者白書

上記の冊子が6月に発行されています。今後の家族会活動の参考になる話題を2回に分けて簡単に紹介します。

【第1編 障害者施策の取り組み】

- ・心の健康問題の理解と促進  
啓発・広報活動の推進として記載されています。また、その施策の指針として、平成16年3月に「こころのバリアフリー」宣言がまとめられました。
- ・精神保健・医療福祉の推進

- (1) こころの健康づくり
- (2) 精神疾患の早期発見・早期治療
  - ①地域精神保健施策の推進
  - ②心身喪失者医療観察法案
- ④については、各機関での賛否両論があったこともあり、記憶に新しいできごとです。(広報 高田)

# 精神障害福祉についての新聞記事

統合失調症の治療は、投薬だけの対処療法になりがちですが、医療機関と社会復帰施設が協力し、違う方法で治療に臨んでいる事例があります。

## 自立へ 弱さをきずなに 自分を語り「爆発」抑える 語り合っ 親も変わる 心の豊かさ見つけ出す

(読売新聞「医療ルネッサンス」連載)  
(株)NCL 発行・月刊社会福祉より

北海道日高にある、作業所、共同ホームの集合体「浦河べてるの家」は、地元・浦河赤十字病院の協力の下、年商1億円の福祉法人に成長しました。産直の昆布販売や介護用品のレンタル、グループホーム6棟の管理などが主な事業です。

べてるの家の運営がうまくいっている秘密は、当事者による「当事者

研究」です。「リハビリテーションよりもコミュニケーション」という、ここの理念のひとつで分かるように、当事者同士がお互いの苦しみを伝え合うことで、病気が原因の孤立を解消しています。精神科で行う「認知行動療法」と全く同じことを、週に何度も行われる仲間同士、あるいはある時は親も混じえたミーティングで行い、自分を見つめ直しているわけです。当事者が自分たちの幻聴・幻覚を語り合い、お互いにその凄さを笑い飛ばす「幻覚・幻聴大会」など、辛いのは自分だけではないと気が付きます。

また、16歳から70歳のメンバー、150人の8割は、薬を一日に1錠しか服用していません。投薬で症状を抑えるよりも、コミュニケーションで連帯感を味わう方が、治療の近道だと考えられているからです。事実、これらの方法は、誰が見ても成功し

ているように見えます。

このような評判を聞きつけ、全国の家族から入所希望が殺到しています。家族で日高に引っ越す例も少なくありません。

新聞紙上では、希望に目が輝く当事者の写真が堂々と掲載されています。ここでは、病気のことを隠す人はいません。

以上は、記事の要略ですが、半分はマスコミにありがちな美化した提灯記事だと考えたとしても、精神医療がこれからやっていかなければならない指標の一つを、記事から読み取ることが容易です。練馬における精神医療や社会復帰の実態を知るにつれ、べてるの家の考え方の先進性を、今後の練馬家族会も参考にして、医療の現場に訴えていかなければならないでしょう。

(広報 長谷川)

# 家族会NOW!!

## ● 来年度文化交流会実行委員

表題の案件について依頼がありました。昨年度に続き、当会から実行委員として1名、広報担当木下を選出しました。

## ● NPO設立準備委員会

9月25日(土)に第4回目、10月9日(土)に第5回目の表題の会議が、区職員研修所で行われました。

## OPINION from Desk

### 今、あらためてNPOのことなど

当会が、NPO法人設立の申請を行い、来春の設立を目指していることは、本誌でも度々記事として掲載している通りです。本誌3、4号では、NPO法人そのものについての解説や、法人化のメリットについて記事を掲載しました。その頃からの読者に読んでもらうために、今またここに同じことを書いても仕方ありませんが、当会の会員数が、その後確実に増えて、法人化への作業が大詰めを迎えた現在、当会がNPO法人化を目指す理由を、再度説明する良い機会だと思います。

「NPO」という言葉は、特定非営利活動の英訳であり、現在の練馬家族会もNPO活動をしていることとなります。「NPO法人」と言う場合は、法律で定められた要件を満たし、都道府県に認められ

## ● 共同ホーム連絡会シンポジウム

表題の催しが、10月1日(金)に区役所19階会議室で行われました。広報の高田がパネラーとして出席しました。当会より数名の傍聴がありました。

## ● 障害者フェスティバル

予てよりお知らせしておりました、表題の催しは、諸般の事情で参加をとりやめることになりました。ご容赦ください。

た団体を指します。練馬家族会は、そういう団体を目指しているわけです。

NPO法人として設立認可されるためには、活動(事業)の目的が法律に定められた17種類のどれかに当てはまらなければなりません。また、法人として登記するための所在地も必要ですし、法人として納税の義務も生じます。

では、近い将来NPO法人となった練馬家族会には、法人化によってどういったメリットがあるのでしょうか。それを考えるためには、これまでの任意団体としてのデメリットを考えると良いでしょう。

任意団体として40年近く活動してきた練馬家族会は、これまでは、家族の自助、つまり、慰め合いや励まし合いしかやってこなかったと言えます。これは、有意義な活動であったと言えますが、本来の問題である、当事者の社会的自立や、会の理念とする差別・偏見の

## ● 秋季練馬福祉デー

10月3日(日)、表題の催しが、としまえん遊園地で行われました。渡邊副会長が精神障害者の受付を担当しました。

## ● 2003年度練馬ボランティアセンター活動レポート

表題の書籍他を練馬区社会福祉協議会様よりご送付いただきました。ありがとうございます。

解消という見地では、何も行ってこなかったとも捉えることができます。その理由として、社会に訴えるという気持ちがあっても、任意団体という立場では力不足であったということです。

これまでは、家族の単なる愚痴であったことが、法人化によって家族会が社会的に認知されることになり、行政や医療機関に対して、会の意思として堂々と意見を言えるようになります。また、行政や企業の支援も現在よりも一層強化されます(現実には、NPO設立を目指すということで、区商工観光課より、事務所家賃の補助を取り付けつつありますし、企業の助成金募集に対しても大きく門戸が開かれました)。これらの支援を元に、法人として、直接当事者の支援を行えるようになるかもしれません。

以上のことを踏まえ、NPO設立準備委員会では、慎重に作業を進めています。(広報 長谷川)

## 広告募集

練馬家族会は、会員の皆様からの年会費と練馬区からの補助金等で、現在まで活動を続けていますが、現状の予算では活動に制約が出てきました。そこで、当会報や家族会ホームページで、広告主様を募集しています。練馬家族会のスポンサーとして、私達の活動を応援してください。よろしく願いいたします。

## HL パソコン教室

基本操作からホームページまで、パソコン書籍著者がマンツーマンで直接教えます。年配の方、初めての方でも大丈夫です。

週1回1時間のレッスン

入会金8,000円・月謝12,000円

**無料体験講座随時実施中!!**

場所：中村橋駅から徒歩5分

問合：03-3926-2451 (オフィス構屋内)

この会報をご覧になった方に限り

**襖 貼替 特価 1枚 2,500円**

**障子貼替 特価 1枚 2,300円**

その他、内装工事すべて

**通常より1割5分引き**

親切・丁寧にお引き受け致します。

電話：**03-3992-6550**

内装工事一式 襖・クロス

**橋本表具店**

11月の練馬家族会行事は、盛りだくさんの内容です。12月は、望年会を除いて、これといった行事がありませんので、11月の各行事に、奮ってご参加ください。お待ちしております。

# 練馬家族会 施設見学会のお知らせ



日時：11月12日（金）  
 場所：北区 NPO 法人飛鳥会 福祉施設  
 集合：JR 山手線 駒込駅 午前9時30分  
 費用：1,000円（食事代と施設見学料が含まれます）

9月に予定していた施設見学を、11月に延期して開催します。見学先の飛鳥会は、都下でも有数の福祉施設の運営をする家族会です。見学コースは、作業所「ワーク・イン・あすか」→軽作業所「つばさ工房」→グループホーム「フレンドハウス」→作業所「第2ワーク・イン・あすか」→生活支援センター「きらきら」、となっています。たくさんありますが、全て近所に林立しています。最後の生活支援センターで食事後、家族会「飛鳥会」との交流会を行います。

NPO 法人として、家族会として、多くの当事者と家族を支援する飛鳥会は、練馬家族会の未来のお手本であると言えます。多くの会員の皆様にぜひ参加していただきたいと思います。

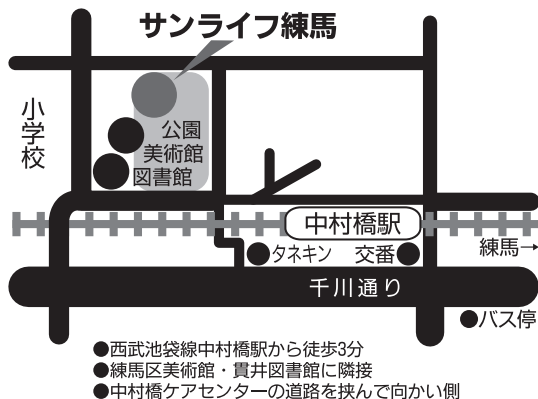
詳細は、往復はがきで会員全員にお知らせします。参加人数を伝えなければなりませんので、参加希望の方はご返信ください。

# 練馬家族会 11月定例会のお知らせ

日時：11月27日（土）13:30～16:30

場所：サンライフ練馬 和室第一  
 （貫井 1-36-18 / ☎ 03-3990-0185）

11月の定例会は、5月に続いて2度目になる、土曜日の開催です。日頃、平日は何かと忙しく、定例会に参加できない会員の皆さんや、お勤めのお父さん方に、ぜひとも参加していただきたいと思います。普段なかなか会えない会員さんを多数交えて、いつにない情報交換ができることを望みます。また、現在作業中の NPO 法人設立の進行状況や、今後の活動予定など、本年最後の定例会は見逃せません。



～心の扉を開く医療がここにはあります～

都市型病院を

目指す



医療法人財団厚生協会

大泉病院

《診療科目》 精神科・神経科・心療内科・歯科

〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町 6-9-1

Tel・03-3924-2111（代表） Fax・03-3924-3389

ご寄付御礼申し上げます

家族会会員の小島希己江様より、金 4,200 円のご寄付を賜りました。これは、9月24日の定例会で行った、ご本人の陶芸作品販売による、売り上げ総額です。時節柄、貴重な家族会運営資金として大事に運用させていただきます。どうもありがとうございました。

練馬家族会

## ◆◇練馬家族会 入会のご案内◇◆

一人で悩んでいることも、誰かに話せば解決の糸口があるかもしれません。また、個人ではできない社会への働きかけも、皆で行なうことで、理想の実現が近づ

きます。この会報を読んでご興味を持たれましたら、是非当会に入会してください。私達と一緒に明るい福祉社会を築いて行きましょう。このページの右下に記載しています発行所まで、ご連絡ください。あなたのご入会をお待ちしております。（練馬家族会一同）

## 練馬家族会11月スケジュール

11月12日(金) 9:30～ 11月27日(土) 13:30～16:30  
 北区飛鳥会施設見学会 11月度定例会  
 ※詳細を7ページに掲載しましたので、ご覧になってください。

## 区内各保健相談所「家族の集い」11月予定

※初めての方は、事前に、各保健相談所の家族教室担当保健師か、地域の担当保健師にご連絡ください。

11月1日(月) 14:00～16:00 北保健相談所 北町8-2-11 ☎03-3931-1347	11月9日(火) 10:00～12:00 大泉保健相談所 大泉学園町5-8-8 ☎03-3921-0217
11月5日(金) 14:00～16:00 光が丘保健相談所 光が丘2-9-6 ☎03-5997-7722	11月15日(月) 14:00～16:30 桜台保健相談所 豊玉上2-22-15 ☎03-3992-1188
11月5日(金) 13:00～15:00 関保健相談所 関町北1-21-15 ☎03-3929-5381	11月22日(月) 14:00～16:00 石神井保健相談所 石神井町7-3-28 ☎03-3996-0634

## 生活支援センター「きらら」11月スケジュール

毎号、きららのスケジュールを掲載しておりますが、今号は本誌の編集スケジュールの都合で、スケジュール原稿の入稿が間に合わず、残念ながら掲載できませんでした。楽しみにされている方、どうぞご容

赦ください。

11月のきららのスケジュールは、直接☎03-3557-9222(きらら)までお問い合わせいただくか、きらら発行の「たけのこ」誌、または、ホームページ等でご確認ください。

## 大泉病院文化祭のお知らせ

大泉病院では、地域に開かれた都市型病院を目指し、毎年恒例の文化祭を開催します。当日会場では、公開講座をはじめ様々なイベントを予定しております。相互に理解しあう機会となりますよう、皆様のお越しをお待ちしております。

## テーマ「生活をエンジョイしよう～1日1日を幸せに～」

〈日時〉平成16年11月12日(金)13日(土)9:30～15:30  
 〈場所〉大泉病院内(院庭・OTホール・DCホール・図書室・他通路)  
 〈内容〉医師による公開講座【うつ病の理解と予防】  
 →11/13(土)13:00～14:30 DC2Fホールにて  
 〈その他〉・各活動メンバーによるプログラム紹介  
 ・地域関係機関(作業所)の出店  
 ・作品展示・模擬店  
 ・ステージアトラクションなど

## ＊ ＊ ＊ 編集後記 ＊ ＊ ＊

本年3月に厚労省から「こころのバリアフリー宣言」が打ち出されました。「精神疾患の予防」「精神障害者と共生できる社会」の2項目を設け、各々4つの視点で、具体的な実践を進めることを呼びかけています。国民の45人に1人が何らかの精神疾患に罹患しているという報告もある中、心の病への理解は後進国の日本でも、遅ればせながらの指針です。

さて、練馬家族会もNPO法人化に向け活発に動いています。その先駆けとして、家族会活動の拠点となる事務所の開設が、大詰めの段階を迎えています。精神障害者の家族も、バリアフリー宣言に沿って、商店街の一員として地域と共生していきます。「精神障害者の家族です」と明るく胸を張って宣言し、QOLを高めていきましょう。

世相は、ノーマライゼーションを受容しつつありますが、その恩恵を受ける障害者が、感謝の気持ちを持ち続けることは大切です。練馬福祉デーの事前受付を担当しましたが、お礼を言える人、大きな態度の人等、様々でした。地域で生きるために、先ず、障害者から心のバリアを外しましょう。(高田悦子)

## 練馬家族会 会報 2004年11月号

2003年11月創刊 通巻第12号  
 発行日:2004年10月25日  
 発行所:福祉団体 練馬家族会  
 東京都練馬区中村北2-25-5  
 高田方  
 Tel・Fax 03-3825-5242  
 発行人:橋本邦子(練馬家族会会長)  
 編集:練馬家族会 会報編集部  
 制作:office BOYA  
 東京都練馬区中村北2-25-5  
 Tel・Fax 03-3926-2451  
 印刷所:有限会社 弘文堂印刷所